

(仮称) 東尾道屋内子ども広場遊具等設置
業務委託仕様書

尾道市
令和8年7月

1 業務名

(仮称) 東尾道屋内子ども広場遊具等設置業務委託

2 委託期間

契約締結日から令和9年1月31日(日)までとする。

ただし、遊具の搬入は令和9年1月8日(金)までとし、遊具搬入後、委託期間内で日程調整のうえ、遊具等を配置計画のレイアウトに設置すること。

※担当課の検査期間等を含む。

3 業務の目的

尾道市の東部地域にあるベイタウン尾道組合会館内に、子どもや子育て世代が集い、交流する場を備えた施設(以下「本施設」という。)を整備することを目的とする。

4 施設の役割

本施設は、気温や天候に関わらず、子どもが安全・安心に遊ぶことができる環境を確保するとともに、子育て世代が集い交流する場を創出するため設置する。

5 施設のコンセプト

本市では、「こどもまんなか 尾道」をスローガンに掲げ、子育て環境の充実に取り組んでいる。本施設内の子ども広場は、就学前児童を対象とした安全に「体を動かせる遊び」や「落ち着いた遊び」ができる空間づくりを行い、こころと体の成長が実感できる場所とする。

6 業務場所

(1) 業務の実施場所

尾道市東尾道4番地4

ベイタウン尾道組合会館1階の一部

※市がベイタウン尾道組合会館の中で本施設に必要なスペースを賃借する。

※業務範囲の図面は、現地確認申込後、電子メールでデータ(PDF)を配布する。

7 施設概要

(1) 本施設の機能

機能		面積	要求水準
子ども広場 対象：0歳児～就学前児童		約196.9㎡	「13 施設整備の 要求水準」へ記載
	子どもの遊び場（ベビーエリア） 対象：0歳児～2歳児	提案による	
	子どもの遊び場（キッズエリア） 対象：3歳児～就学前児童	提案による	
	事務エリア	提案による	
テレワークスペース		約19.5㎡	
相談室①		約4.9㎡	
相談室②		約6.7㎡	

(2) 利用料

無料

8 業務内容

- (1) 遊具等の配置計画作成
- (2) 遊具（柵等を含む）の納品・設置
- (3) その他（上記に関連し必要となる準備、調整、手続き等）

9 スケジュール（予定）

年度	令和8年度			令和9年度	
	7～9	10～12	1～3	4～6	7～9
設計施工		遊具等の配置計画作成 (10月)			
		遊具等の納品・設置 (11～12月)			
運用			▼オープン(2月上旬)		

10 関係法令

事業者は、各業務の実施にあたって、地方自治法をはじめ、以下に示す建築基準法、消防法等の整備関連の関係法令等の内容を理解し、遵守すること。また、業務期間中に法令等に改正があった場合は、改正された内容に基づくものとする。

(法令・施行令・施行規則等)

- ・ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- ・ 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
- ・ 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
- ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）
- ・ 母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）
- ・ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）
- ・ こども基本法（令和 4 年法律第 77 号）
- ・ 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
- ・ 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）

(条例等)

- ・ 広島県福祉のまちづくり条例
- ・ 広島県建築基準法施行条例
- ・ 尾道市建築基準法施行細則
- ・ 尾道市火災予防条例

11 施設整備の要求水準

(1) 共通事項

- ・ 本施設の設置目的やコンセプトを踏まえ、就学前児童を対象とした安全に「体を動かせる遊び」や「落ち着いた遊び」ができる空間づくりを行い、こころと体の成長が実感できる場所となるよう工夫すること。
- ・ 子ども広場は、0 歳から就学前児童までの利用を主な対象とする。
- ・ 清潔感のある明るい内装デザインとすること。
- ・ 本施設への出入口は、屋内子ども広場用とこども誰でも通園用スペースに各 1 か所とし合計 2 か所を確保すること。
- ・ 職員の配置人数（2 名）を考慮したレイアウトとすること。
- ・ バリアフリー設計、インクルーシブやユニバーサルデザインなどの視点をふまえたレイアウトとすること。

(2) 子ども広場

ア 共通事項

① 空間計画

- ・0歳児～2歳児を対象としたベビーエリアと3歳児～6歳児を対象としたキッズエリアへの動線を想定したレイアウトとすること。
- ・子ども広場内は、靴を脱いでの利用とする。
- ・レイアウトは施設職員が自由に変更できるものとする。

②遊具計画

- ・感性や創造力を育む機能を盛り込むこと。
- ・維持管理性、更新性にも配慮した遊具とすること。
- ・インクルーシブ遊具等を導入するなど発達段階に応じて楽しめる遊具とすること。
- ・遊具や玩具は、創造性を養う多種多様なものとする。
- ・遊具や玩具は、固定式ではなく可動式のものとする。但し、安全のための固定は可とする。
- ・遊具の設置により床面へ傷がつかないように必要に応じて遊具設置場所へ養生等の対応を実施すること。
- ・現地確認時に既存遊具や玩具を確認し、既存遊具や玩具の配置も含めた提案とすること。

③安全対策

- ・親子等で利用することを前提とし、遊具の周囲や動線に対して十分な安全策を講じること。
- ・設置する遊具は、可動式の遊具とすること。
- ・遊具や玩具は、維持管理しやすく利用者の安全性に優れたものとする。
- ・遊具の規準については、「遊具の安全に関する規準(最新版)・一般社団法人日本公園施設業協会」又はこれと同等の基準に準拠すること。

イ 子どもの遊び場（ベビーエリア）対象：0歳児～2歳児 【面積：提案による】

① 空間計画

- ・落ち着いた色合いで、乳幼児が安心して過ごせる空間とすること。
- ・約4.0m×約7.5m程度のスペースが確保できる広さを確保すること。

②遊具計画

- ・木製遊具や知育玩具を設置すること。
- ・その他、独自の提案をすること。

③安全対策

- ・0歳児～2歳児程度までの子どもが安全に安心して遊べる空間とすること。
- ・遊具等は口にしても安全な材質を使用すること。
- ・角などに対する安全性も確保すること。

④利用定員

- ・想定利用定員を示すこと。

ウ 子どもの遊び場（キッズエリア）対象：3歳児～就学前児童

【面積：提案による】

①空間計画

- ・遊びの内容に応じて、体を動かす動のスペース(アクティブスペース)、落ち着いて遊ぶ静のスペース(クリエイティブスペース)を効果的に配置すること。
- ・動のスペースと静のスペースの割合は、3：1～4：1程度とすること。

②遊具計画

- ・視覚的にも楽しめる遊具を設置すること。
- ・「走る」以外にも、子どもの基礎体力や運動能力を高める動作ができるような遊具を設置すること。
- ・ブロック遊びなどの静のスペースに適した遊具や玩具を複数配置すること。
- ・その他、独自の提案をすること。

③安全対策

- ・遊具には、対象年齢(体重、身長制限等)、遊び方及び注意事項などを記載した案内を設置すること。
- ・角などに対する安全性も確保すること。

④利用定員

- ・想定利用定員を示すこと。

エ 事務スペース 【面積：提案による】

- ・利用者、職員の動線を考慮して、事務スペースは子ども広場内に設置すること。
- ・出入り口は職員以外の者が自由に入室することを防ぐために可動式の柵を設置するなど工夫をすること。
- ・職員の人数は2名とする。職員人数変更に合わせて、事務スペースの面積は容易に変更できる仕様とする。
- ・事務室の机・イスなどの事務用備品は別途発注者が設置するため、本委託業務に含めないこと。

オ テレワークスペース

- ・想定利用人数は2～3人とすること。
- ・想定人数に合わせた机とイスを設置すること。

- ・一人ずつの作業スペースの間は間仕切りを行い、一人分の作業スペースの範囲を明確にすること。
- ・想定人数分の靴箱を設置すること。

カ 相談室①

- ・相談、授乳、おむつ交換ができるスペースする。
- ・マット上に座卓を置いて使用することを想定し、座卓とマットを設置すること。
- ・マットに座って授乳できるように授乳クッションを設置すること。
- ・床面においておむつ交換ができるように、フロータイプのおむつ交換台を設置すること。

キ 相談室②

- ・相談、WEB(オンライン)交流ができるスペースとする。
- ・4人がテーブルで相談できることを想定して、机とイスを設置すること。
- ・テーブルの大きさは幅 1200 mm、奥行 700 mm、高さ 720 mm程度とすること。

(8) 設計・施工に際しての注意事項

ア 本施設は民間施設の一部を賃借して整備・運営するものであり、工事に先立つ設計内容については、関係法令はもとより、建物所有者の定める規約を守り、遊具設置計画は市の承認を得ること。

(9) 整備工事の実施

- ア 現地確認のうえ施工すること。
- イ 騒音及び振動を伴う作業については、周辺施設周知のうえ影響の少ない時間帯とする。また、作業・運搬に伴い、通行人等に十分な配慮を行うこと。
- ウ 遊具、玩具等の搬入にあたっては、必要に応じて経路の養生を行うこと。
- エ 遊具、玩具等の搬入に伴い発生した残材等は、法に基づき適切に処分すること。

(10) 工程管理

- ア 限られた時間の中での実施となることから、効率的な施工計画を策定すること。
- イ 施工計画には、全体の業務行程、実施体制、作業概要等を示すこととし、実施体制には、組織体制及び業務責任者、各業務担当者等の名簿を記載すること。

14 その他

- ア 本仕様書に記載されていない事項で業務の実施上必要と認められる事項については、市と協議し、実施すること。
- イ 受注者は、業務従事者の名簿を事前に市に提出すること。また、異動のあるときも同様とする。
- ウ 業務従事者の交代時は、業務連絡を綿密にし、業務に支障をきたさないこと。
- エ 本業務の遂行に関し、本仕様書に記載のない事項又は疑義が生じたときは、市と受注者が協議の上、解決するものとする。
- オ 市は、本業務を実施する上で必要な資料を受注者に貸与するものとし、受注者は責任をもって貸与資料の管理を行うとともに業務完了後速やかに返却すること。

15 リスク分担

- ・リスク分担に関する基本的な考え方は、以下のとおりとする。

リスク分担表（設計・施工業務）

	リスクの種類	内容	負担者	
			尾道市	事業者
共通	募集要領	募集要領等の公表文書の誤りや市の理由による変更に関するもの	○	
	法令等の変更	事業者の業務に影響を及ぼす法令等の変更	協議事項	
	税制変更	消費税及び地方消費税に関する変更	○	
		本事業に直接影響を及ぼす税制の新設及び変更	○	
		上記以外の税制の変更		○
	許認可等リスク	市として市が取得すべき許認可の遅延	○	
		業務の実施に関して事業者が取得すべき許認可の遅延		○
	政策変更	政策変更（事業の中止、その他）による事業への影響（追加費用）	○	
	環境リスク	事業者が行う業務に起因する環境問題（騒音、振動、臭気、有害物質の排出等）に関する対応		○
	第三者賠償	事業者の業務に起因する事故等により第三者に損害を与えた場合		○
設置	不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落雷、火災、暴動、疫病その他の市又は事業者のいずれかの責めに帰すことのできない自然的又は人為的な現象）に伴う施設等の損害	協議事項	
	資金調達	事業者が調達する必要な資金の確保に関するもの		○
	物価変動	建設期間中における一定の範囲を超える物価変動に伴う経費の増減	協議事項	
	施工費増加	市の責めに帰すべき事由による施工費用の増加	○	
		事業者の責めに帰すべき事由による施工費用の増加		○
設置	納期遅延	市の責めに帰すべき事由により契約期日までに本施設を供用できない又は設置が完了しない場合	○	
		事業者の責めに帰すべき事由により契約期日までに本施設を供用できない又は工事が完了しない場合		○
	要求性能未達	設置完了後、市の検査で要求性能に不適合の部分、施工不良部分が発見された場合		○

※ その他、上記以外の問題が生じたときは、協議事項とします。